



# 被扶養者「取消」に係る添付書類一覧

※取消事由に該当する箇所の添付書類を提出してください。

取消事由 添付書類		続柄要件				収入が基準額を超えたとき						備考	取消日 (=喪失日)	
		死 亡	離 婚 ・ 親 権 変 更 等	婚 姻	他 の 被 扶 養 者 と な る	就職 【 健 康 保 険 加 入 】	就職 【 健 康 保 険 未 加 入 】	雇用 保 険 受 給	傷 病 手 当 金	年 金 受 給	事 業 収 入			
続柄要件	1	死亡日がわかるもの	<input checked="" type="radio"/>										埋火葬許可証の写、死亡届の写など	死亡日の翌日
	2	戸籍謄本		<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>								組合員の子が婚姻する場合は入籍日のわかる戸籍謄本	離婚日、親権の定められた日、入籍日
	3	資格情報通知書等の写など				<input checked="" type="radio"/>							離婚、親権変更等、婚姻以外のとき	認定年月日
収入要件	4	資格情報通知書等の写、就職証明書の写など		<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>								就労開始日がわかるもの	資格取得年月日、就労開始日
	5	給与収入に係る年間収入推計額明細書 又は雇用契約書の写、給与明細書の写など				<input checked="" type="radio"/>	又は						・就労開始による収入超過の場合は就労開始日がわかるもの ・雇用契約変更による収入超過の場合は雇用契約変更日がわかるもの	就労開始日、雇用契約変更日など
	6	雇用保険受給資格者証の写 (基本手当日額、受給開始日が載ったもの)					<input checked="" type="radio"/>							受給開始日 (支給対象日の初日。処理日、送金日ではありません。)
	7	傷病手当金支給通知書						<input checked="" type="radio"/>						
	8	年金改定通知書の写など (年金の新規決定者は「年金証書」の写)						<input checked="" type="radio"/>					通知日がわかること	通知日 (証書・改定通知書に記載の通知年月日)
	9	・確定申告書の写、及び収支内訳書の写 ・開業届書の写 (事業開始日から取消のとき)							<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>				事業開始日、契約変更日など
	10	契約書の写など (収入額がわかるもの)									<input checked="" type="radio"/>	又は		契約日
	11	国民年金 第3号被保険者関係届 (死亡・被扶養配偶者非該当) 【扶-8・9】											20歳～60歳未満の被扶養配偶者が就職により厚生年金に加入した場合を除き必ず提出してください。	

提出  
必須

- 1.限度額を超える収入増加
- 2.組合員と離婚等したとき(生計維持関係がなくなった場合)
- 3.海外居住者、短期在留外国人、住民票以外の居所を届出して  
いる者が死亡したときなど